

備考	
公認社団法人 東京都宅地建物取引業協会 研修センター 03(3234)4691	
注意事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸し出し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。 	